

第15期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーグループ本社“GRAND HARBOR”11階 講堂「LIGHTHOUSE」

本株主総会の会場は前回と異なっておりますので、ご来場の際は、
裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、ご来場をお願い申し上げます。

郵送・インターネット等による
議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後6時



スマートフォン・タブレット端末をご利用の方はこちらからご覧ください。議案他招集ご通知の一部をご覧ください。
<https://s.srdb.jp/6460/>



目次

第15期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 取締役10名選任の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	

（添付書類）

事業報告	26
連結計算書類	39
計算書類	41
監査報告書	43

セガサミーホールディングス株式会社

証券コード：6460

証券コード 6460
2019年5月31日

株 主 各 位

東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里 見 治 紀

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送（書面）又はインターネットにより議決権をご行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーグループ本社“GRAND HARBOR”11階 講堂「LIGHTHOUSE」

開催場所が前回と異なりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違いのないようご来場をお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第15期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
第4号議案 取締役の報酬額改定の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◆当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◆株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
- ◆株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◆決議の結果は、決議通知に代えて臨時報告書を当社ウェブサイトに掲載いたします。
(当社ウェブサイト <https://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/stock/meeting/>)

株主総会にご出席の株主様へのお土産及び懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

インターネットによる開示についてのご案内

次の事項については、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。

- ・事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人に関する事項」及び「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ※会計監査人及び監査役会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、当社ウェブサイトに掲載している上記書類を含みます。

(当社ウェブサイト <https://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/stock/meeting/>)

招集ご通知の受領方法についてのご案内

メールアドレスをご登録いただいた株主様は、次回の株主総会から、招集ご通知を電子メールで速やかに受領いただくことができます。(携帯電話のメールアドレスを指定することはできませんのでご了承ください。)

電子メールによる受領をご希望される株主様は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ「電子メール受領」の画面からお手続きください。

ご登録いただいた株主様に電子メールによりお送りする法定の招集ご通知(当社ウェブサイトに掲載されたことのご通知を含みます。)は次のとおりとなります。なお、招集ご通知は株主名簿管理人から電子メールにて送信いたします。

(1) 定時株主総会招集ご通知：日時・場所・会議の目的事項・株主総会参考書類・添付書類(事業報告等)

(2) 臨時株主総会招集ご通知：日時・場所・会議の目的事項・株主総会参考書類

※招集ご通知は、株主総会基準日(定時株主総会の場合は事業年度末、臨時株主総会の場合は別途取締役会の決議による一定の日)から一定期間を過ぎてお手続きされた場合など、反映されない場合もございますのでご了承ください。

議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
会 場 セガサミーグループ本社 “GRAND HARBOR”
11階 講堂「LIGHTHOUSE」

裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

【代理人によるご出席について】

議決権を有する当社の他の株主1名を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

日 時 2019年6月20日（木曜日）午後6時到着分まで

3. インターネット等で議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

日 時 2019年6月20日（木曜日）午後6時まで

※詳細につきましては P.4～P.5【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照ください。

QRコードを読み取る方法による議決権行使は、
1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、
「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

❗ 下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1

QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、
同封の議決権行使書副票（右側）に記載の
「ログイン用QRコード」を読み取る。

議決権行使書副票（右側）



「ログイン用QRコード」は
こちら

2

議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の
選択画面が表示されるので、
議決権行使方法を選ぶ。

議決権行使サイト
〇〇〇〇株式会社
議案賛否方法の選択

第1回定例会
開催日 〇〇年〇〇月〇〇日
株主名簿 〇〇〇〇〇〇〇〇
行使できる議決権の数 1000

当社は、株主様がこの画面の手続きにした
がって議決権を行使することを承認いたし
ます。該当する項目のボタンを選択して次
画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合

議決権行使へ

会社提案の議案について個別に賛否を入力され
る場合

賛否行使画面へ

議決権行使

議決権行使(英文)

利用規定
利用ガイド
ログアウト

Copyright © 2018
株式会社 〇〇〇〇. All Rights Reserved.

3

各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって
各議案の賛否を選択

会社提案		原案に対して
第1号 議案	議案 1	賛成 ▼
第2号 議案	議案 2	賛成 ▼
	番号1	賛成 ▼
	番号2	賛成 ▼
	番号3	賛成 ▼

画面の案内にしたがって行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
次ページの記載のご案内にしたがって
ログインしてください。

議決権行使のご案内

議決権行使期限

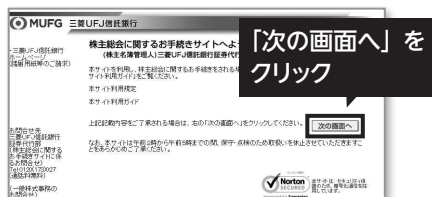
2019年6月20日(木曜日)午後6時まで

ログインID・仮パスワードを入力する方法



1

議決権行使サイトにアクセスする



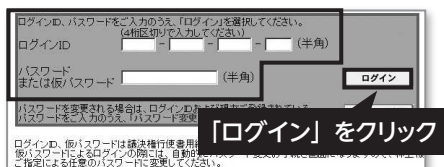
議決権行使サイト

<https://evote.tr.muftg.jp/>



2

お手元の議決権行使書用紙の
副票(右側)に記載された「ログインID」
および「仮パスワード」を入力



3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード
(確認用)」の両方を入力



以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク (三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部)

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

議案及び参考事項

第1号議案 取締役10名選任の件

当社取締役全員（8名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制と経営監督機能の一層の強化を図るため、取締役2名を増員することとし、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、当該候補者の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、19ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	さとみ はじめ 里見 治 再任	代表取締役会長グループCEO
2	さとみ はるき 里見 治紀 再任	代表取締役社長グループCOO 秘書室、グループ代表室、グループライセンス本部、 インターナル・コントロール本部管掌
3	つるみ なおや 鶴見 尚也 再任	専務取締役 リゾート事業本部管掌
4	ふかざわ こういち 深澤 恒一 再任	常務取締役グループCFO 財務経理本部、ITソリューション本部、日本IR事業部、 投資マネジメント部管掌
5	おかむら ひでき 岡村 秀樹 再任	常務取締役
6	よしざわ ひでお 吉澤 秀男 新任	上席執行役員 総務人事本部、法務本部、CSR・SDGs推進室管掌
7	なつ の たけし 夏野 剛 再任	取締役 社外取締役 独立役員
8	かつ かわ こうへい 勝川 恒平 再任	取締役 社外取締役 独立役員
9	おお にし ひろし 大西 洋 再任	取締役 社外取締役 独立役員
10	メラニー・ブロック 新任	社外取締役

候補者
番号

1

さと み はじめ
里見 治

生年月日：1942年1月16日生

再任



- 所有する当社の株式の数
7,796,338株
- 在任期間（本株主総会終結時点）
14年
- 取締役会への出席状況
92%（12/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 3月 サミー工業(株)（現 サミー(株)）代表取締役社長
2004年 2月 (株)セガ（現 (株)セガゲームス）代表取締役会長
2004年 5月 （一社）日本アミューズメントマシン工業協会（現（一社）日本アミューズメント産業協会）会長（現任）
2004年 6月 サミー(株)代表取締役会長CEO
2004年 6月 (株)セガ（現 (株)セガゲームス）代表取締役会長兼CEO
2004年10月 当社代表取締役会長兼社長
2007年 6月 (株)セガ（現 (株)セガゲームス）代表取締役社長CEO兼COO
2008年 5月 同社代表取締役会長CEO
2012年 4月 サミー(株)取締役会長
2013年 5月 同社代表取締役会長CEO
2015年 4月 (株)セガホールディングス代表取締役会長CEO
2015年 6月 日本電動式遊技機工業協同組合相談役（現任）
2016年 6月 当社代表取締役会長兼社長兼CEO兼COO
2017年 4月 当社代表取締役会長CEO
2017年 4月 サミー(株)代表取締役会長（現任）
2017年 4月 (株)セガホールディングス取締役名誉会長（現任）
2017年 4月 マーザ・アニメーションプラネット(株)取締役会長（現任）
2018年 4月 当社代表取締役会長グループCEO（現任）
2018年 4月 フェニックスリゾート(株)取締役相談役（現任）
現在に至る

取締役候補者とした理由

当社及びグループ会社の最高経営責任者として、長年にわたりリーダーシップを発揮され、当グループの発展に貢献されてきました。

このような豊富な経験と実績、培われた見識などは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 里見治氏及び里見治紀氏が議決権の過半数を所有している(有)エフエスシーと当社とは、保険業務代行等の取引関係があります。

候補者
番号

2

さと み
里見

はる き
治紀

生年月日：1979年1月11日生

再任

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 3 月 サミー(株)入社
2005年 1 月 (株)セガ（現 (株)セガゲームス）入社
2012年 6 月 当社取締役
2012年 6 月 (株)セガ（現 (株)セガゲームス）取締役
2014年 4 月 サミー(株)取締役
2014年11月 (株)セガ（現 (株)セガゲームス）代表取締役副社長
2015年 4 月 (株)セガホールディングス代表取締役副社長
2015年11月 サミー(株)代表取締役副社長
2016年 4 月 同社代表取締役社長COO
2016年 4 月 (株)サミーネットワークス代表取締役会長（現任）
2016年 6 月 当社常務取締役
2017年 4 月 当社代表取締役社長COO
2017年 4 月 サミー(株)代表取締役社長CEO（現任）
2017年 4 月 (株)セガホールディングス代表取締役会長CEO（現任）
2017年 4 月 (株)セガゲームス代表取締役会長CEO（現任）
2018年 4 月 当社代表取締役社長グループCOO（現任）
2018年 4 月 フェニックスリゾート(株)取締役会長（現任）
現在に至る

- 所有する当社の株式の数
3,229,561株
- 在任期間（本株主総会終結時点）
7年
- 取締役会への出席状況
100%（13/13回）

取締役候補者とした理由

当社及びグループ会社の経営者を歴任され、企業業績の向上に貢献されてきました。現在は当社代表取締役社長に就任し、当グループの最高執行責任者として、リーダーシップを発揮されております。

このような経験と実績、リーダーシップなどは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 里見治氏及び里見治紀氏が議決権の過半数を所有している(有)エフエスシーと当社とは、保険業務代行等の取引関係があります。

候補者
番号

3

つる み
鶴見

なお や
尚也

生年月日：1958年2月8日生

再任



略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年3月 (株)セガ・エンタープライゼス(現(株)セガゲームス) 入社
 2006年10月 SEGA of America, Inc. Chairman
 2008年5月 (株)セガ(現(株)セガゲームス) 取締役
 2009年6月 同社常務取締役
 2012年4月 同社代表取締役社長COO
 2012年6月 当社取締役
 2012年6月 SEGA Holdings Europe Ltd. CEO and President
 2014年4月 当社代表取締役専務
 2014年4月 (株)セガ(現(株)セガゲームス) 取締役副会長
 2014年6月 フェニックスリゾート(株)取締役副会長(現任)
 2015年4月 (株)セガホールディングス取締役副会長
 2015年6月 セガサミーゴルフエンタテインメント(株)取締役会長(現任)
 2016年6月 当社専務取締役(現任)
 2017年1月 CAセガジョイポリス(株)取締役会長(現任)
 2017年7月 PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.
 Senior Executive Vice President(現任)
 現在に至る

- 所有する当社の株式の数
12,100株
- 在任期間(本株主総会終結時点)
7年
- 取締役会への出席状況
100%(13/13回)

取締役候補者とした理由

当社及び国内外グループ会社の経営者としての豊富な経験を活かし、当社が注力しているリゾート事業を担当し、海外の統合型リゾート事業を推進されております。

このような経験と実績などは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 鶴見尚也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

4

ふか ざわ
深澤

こう いち
恒一

生年月日：1965年11月2日生

再任

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書



略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 所有する当社の株式の数
30,000株
- 在任期間（本株主総会終結時点）
4年
- 取締役会への出席状況
100%（13/13回）

1990年 4月 (株)三和銀行（現 (株)三菱UFJ銀行）入行
2003年 7月 サミー(株)入社
2003年 8月 同社執行役員 社長室長
2004年10月 当社執行役員 社長室長
2004年10月 (株)セガ（現 (株)セガゲームス）執行役員 会長・社長室長
2005年 6月 同社取締役 会長・社長室長
2007年 1月 セガサミーアセット・マネジメント(株)（現 マーザ・アニメーションプラネット(株)）代表取締役社長
2007年 8月 当社上席執行役員 政策・渉外担当
2008年 5月 (株)セガ（現 (株)セガゲームス）取締役 新規事業本部長
2009年 4月 （公社）経済同友会幹事（現任）
2009年 6月 セガサミービジュアル・エンタテインメント(株)（現 マーザ・アニメーションプラネット(株)）代表取締役社長
2014年 4月 (株)セガトイズ代表取締役専務
2015年 6月 当社取締役
2016年 6月 当社常務取締役兼CFO
2018年 4月 当社常務取締役グループCFO（現任）
現在に至る

取締役候補者とした理由

当社及びグループ会社の経営者として、経営企画部門、管理部門、新規事業部門など幅広い分野の責任者を歴任され、現在は当グループの最高財務責任者を務めるほか、国内の統合型リゾート事業を推進されております。

このような経験と実績などは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 深澤恒一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

5

おか むら

岡村

ひで き

秀樹

生年月日：1955年2月1日生

再任



略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 1 月 (株)セガ・エンタープライゼス (現 (株)セガゲームス) 入社
 1997年 6 月 同社取締役
 2003年 6 月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 専務執行役員
 2004年 6 月 同社常務取締役
 2004年10月 当社取締役
 2007年 6 月 (株)セガ (現 (株)セガゲームス) 取締役
 2014年 4 月 同社代表取締役社長COO
 2014年 6 月 当社取締役
 2015年 4 月 (株)セガホールディングス代表取締役社長COO (現任)
 2015年 4 月 (株)セガ・インタラクティブ取締役会長 (現任)
 2015年 4 月 (株)トムス・エンタテインメント代表取締役会長 (現任)
 2015年 4 月 (株)セガトイズ代表取締役会長 (現任)
 2015年 4 月 (株)ダーツライブ代表取締役会長 (現任)
 2017年 4 月 当社常務取締役 (現任)
 2017年 4 月 (株)セガゲームス取締役 (現任)
 2017年 4 月 マーザ・アニメーションプラネット(株)代表取締役社長 (現任)
 2017年 4 月 (株)セガ エンタテインメント取締役会長 (現任)
 現在に至る

- 所有する当社の株式の数
19,112株
- 在任期間 (本株主総会終結時点)
5年
- 取締役会への出席状況
92% (12/13回)

取締役候補者とした理由

長年にわたり当グループにおけるエンタテインメントコンテンツ事業会社の経営者を歴任され、企業業績の向上に貢献されてきました。

このような経験と実績などは、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

(注) 岡村秀樹氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者
番号

6

よし ざわ
吉澤

ひで お
秀男

生年月日：1964年8月27日生

新任



- 所有する当社の株式の数
10,000株
- 在任期間（本株主総会終結時点）
－
- 取締役会への出席状況
－

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 (株)日本リース（現 三井住友ファイナンス&リース(株)）入社
1999年 6 月 同社財務企画部長
2001年 7 月 サミー(株)入社
2002年 6 月 同社執行役員 社長室副室長
2004年 6 月 同社取締役 管理本部長
2004年10月 同社取締役 コーポレート本部長兼社長室長
2007年 8 月 当社上席執行役員
2012年 3 月 フェニックスリゾート(株)取締役
2015年 4 月 タイヨーエレック(株)代表取締役社長
2016年 4 月 (株)セガホールディングス取締役
2016年 6 月 同社取締役 コーポレート本部長
2016年 6 月 (株)セガ エンタテインメント取締役（現任）
2016年 6 月 Sega Amusements Taiwan Ltd. 監事（現任）
2017年 4 月 (株)セガホールディングス常務取締役 コーポレート本部長（現任）
2017年 6 月 (株)セガゲームス監査役（現任）
2018年10月 当社上席執行役員 法務本部長（現任）
現在に至る

取締役候補者とした理由

当社及び当社グループの遊技機事業、エンタテインメントコンテンツ事業、リゾート事業の事業会社の経営者を歴任され、主要事業に関する幅広い知識と豊富な経験を有しております。このような知識や経験は、当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待できるため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

（注） 吉澤秀男氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

7

なつ の
夏野 剛

生年月日：1965年3月17日生

再任

社外

独立



略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 東京ガス(株)入社
 1997年 9 月 エヌ・ティ・ティ移動通信網(株) (現 (株)NTTドコモ) 入社
 2005年 6 月 同社執行役員 マルチメディアサービス部長
 2008年 5 月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授 (現任)
 2008年 6 月 当社社外取締役 (現任)
 2008年 6 月 トランスコスモス(株)社外取締役 (現任)
 2008年 6 月 エヌ・ティ・ティレゾナント(株)取締役 (現任)
 2009年 6 月 (株)ディー・エル・イー社外取締役 (現任)
 2009年 9 月 グリー(株)社外取締役 (現任)
 2010年12月 (株)U-NEXT (現 (株)USEN-NEXT HOLDINGS) 社外取締役 (現任)
 2016年 8 月 日本オラクル(株)社外取締役 (現任)
 2017年 6 月 (株)AWSホールディングス (現 (株)Ubicomホールディングス) 社外取締役 (現任)
 2017年 6 月 (株)ゼネテック取締役 (現任)
 2017年 6 月 (株)エコ配顧問 (現任)
 2017年 6 月 (株)海外需要開拓支援機構社外取締役 (現任)
 2018年 6 月 (株)ムービーウォーカー代表取締役会長 (現任)
 2018年10月 (株)ブックウォーカー取締役 (現任)
 2018年11月 (株)KADOKAWA取締役 (現任)
 2019年 2 月 (株)ドワンゴ代表取締役社長 (現任)
 現在に至る

●所有する当社の株式の数
2,000株

●在任期間 (本株主総会終結時点)
11年

●取締役会への出席状況
100% (13/13回)

社外取締役候補者とした理由

会社経営者としての豊富な経験と情報通信分野における高度な専門知識を有しており、当社の経営に対して、引き続き有益な助言や提言を期待できると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 夏野剛氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 夏野剛氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては19ページのとおりであります。
 3. 当社は、夏野剛氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。
 4. 夏野剛氏は、過去において当社子会社である(株)セガネットワークス (現 (株)セガゲームス) の社外取締役であったことがあります。

候補者
番号

8

かつ かわ
勝川

こう へい
恒平

生年月日：1951年1月8日生

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式の数
0株
- 在任期間（本株主総会終結時点）
3年
- 取締役会への出席状況
100%（13/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月 (株)住友銀行（現 (株)三井住友銀行）入行
2001年 4 月 同行執行役員 大阪第二法人営業本部長
2005年 4 月 同行常務執行役員法人部門副責任役員（東日本担当）
2007年 6 月 エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ(株)（現 SMBCベンチャーキャピタル(株)）代表取締役副社長
2010年 7 月 SMBCベンチャーキャピタル(株)代表取締役社長
2014年 4 月 銀泉(株)代表取締役社長
2014年12月 京都大学イノベーションキャピタル(株)社外取締役（現任）
2016年 6 月 当社社外取締役（現任）
2016年 6 月 銀泉(株)特別顧問（現任）
2016年 6 月 エレコム(株)社外取締役（現任）
2017年 3 月 DXアンテナ(株)取締役（現任）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

長年にわたる金融機関での豊富な経験から金融・財務に関する高い見識を備えられており、これら経験と見識を活かし、引き続き当社の経営に対して有益な助言や提言を期待できると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 勝川恒平氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 勝川恒平氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましては19ページのとおりであります。
3. 当社は、勝川恒平氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

9

おおにし
大西

ひろし
洋

生年月日：1955年6月13日生

再任

社外

独立



- 所有する当社の株式の数
0株
- 在任期間（本株主総会終結時点）
1年
- 取締役会への出席状況
90%（9/10回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 (株)伊勢丹（現 (株)三越伊勢丹）入社
 2005年 6月 同社執行役員 経営企画部総合企画担当長
 2006年 2月 同社執行役員 営業本部立川店長兼立川店営業統括部長
 2008年 3月 同社常務執行役員
 2008年 3月 (株)三越（現 (株)三越伊勢丹）常務執行役員 百貨店事業本部MD統括部長
 2009年 4月 同社取締役常務執行役員 百貨店事業本部MD統括部長兼MD企画部長
 2009年 6月 (株)伊勢丹（現 (株)三越伊勢丹）代表取締役社長執行役員
 2010年 1月 同社代表取締役社長執行役員兼営業本部長
 2010年 3月 (株)三越（現 (株)三越伊勢丹）取締役
 2010年 6月 (株)三越伊勢丹ホールディングス取締役
 2011年 4月 (株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員兼営業本部長
 2012年 2月 (株)三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員
 2012年 2月 (株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員
 2016年 5月 日本百貨店協会会長
 2017年 4月 (株)三越伊勢丹ホールディングス取締役
 2018年 6月 当社社外取締役（現任）
 2018年 6月 日本空港ビルデング(株)取締役副社長（現任）
 2018年 7月 (株)羽田未来総合研究所代表取締役社長（現任）
 2018年 8月 (株)ストライプインターナショナル社外取締役（現任）
 現在に至る

社外取締役候補者とした理由

小売・百貨店業界での長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営の重要事項の決定に際し有用なご意見をいただけるとともに、引き続き社外取締役として業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

- （注）
1. 大西洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 大西洋氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、当社の独立役員の独立性判断基準につきましても19ページのとおりであります。また、当社は、同氏との間で前事業年度に顧問契約を締結し、顧問料を支払っておりましたが、その総額は500万円未満であることから、同氏の独立性は十分に確保されているものと判断しております。
 3. 当社は、大西洋氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。再任が承認された場合は、責任限定契約を継続する予定であります。

候補者
番号

10

メラニー・ブロック

生年月日：1964年4月10日生

新任

社外



●所有する当社の株式の数
0株

●在任期間（本株主総会終結時点）
—

●取締役会への出席状況
—

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年11月 西オーストラリア大学人文学学士課程修了
1990年11月 クイーンズランド大学文学修士課程（日本語会議通訳/翻訳専攻）修了
2003年3月 (株)AGENDA（現 (株)Melanie Brock Advisory）代表取締役（現任）
2010年3月 豪日交流基金理事会役員
2010年4月 豪日経済委員会理事役員（現任）
2010年4月 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）会頭
2010年10月 豪州食肉家畜生産者事業団（MLA）駐日代表
2012年12月 オーストラリアン・ビジネス・アジア（ABA）会長
2016年11月 在日オーストラリア・ニュージーランド商工会議所（ANZCCJ）名誉会頭（現任）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由

当社初の女性かつ外国人取締役として、多様な思考と価値観に基づき、当社の企業統治システムの強化や経営の意思決定に貢献いただけるものと期待しております。さらに、国際的なビジネスリーダーとしての幅広い経験と豊かな実績から、当社が世界規模のエンタテインメント企業グループとして成長を果たす上でも有益な助言を期待でき、当社の意思決定をより高い品質に引き上げることに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. メラニー・ブロック氏は、(株)MelanieBrockAdvisoryの代表取締役を兼任しており、同法人と当社との間には直近1年以内に取引関係がありましたが、当該取引の総額は、1,000万円未満であります。
2. メラニー・ブロック氏は、本招集通知19ページに記載の当社の独立役員の独立性判断基準(a)ー(1)に該当しておりますが、取引総額が少額であること、及び当該取引額の割合が当社の年間連結売上高の1%未満であることから、同基準に準じるものと判断しております。また、特別の利害関係はありません。
3. メラニー・ブロック氏は、新任の社外取締役候補者であり、選任が承認された場合は、当社は、同氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 嘉指富雄氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者 大久保和孝氏は、監査役 嘉指富雄氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、辞任により退任した監査役の任期の満了すべき時までとなります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。また、当該候補者の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、19ページに記載のとおりであります。

候補者

おお く ぼ かず たか
大久保 和孝

生年月日：1973年3月22日生

新任

社外

独立



●所有する当社の株式の数
0株

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1995年11月	公認会計士第二次試験合格
1995年11月	センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
1996年3月	慶應義塾大学法学部法律学科卒業
1999年4月	公認会計士登録
2003年10月	新日本インテグリティアシュアランス(株)（現 EY新日本サステナビリティ(株)）取締役
2005年2月	同社常務取締役
2006年6月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）パートナー
2012年7月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー
2016年2月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）経営専務理事（現任）
2019年6月	EY新日本有限責任監査法人 任期満了による退任予定 現在に至る

社外監査役候補者とした理由

大久保和孝氏は公認会計士として監査業務を長年に渡り経験され、財務及び会計に関して高い見識を有し、客観的な立場により当社の経営に適切な指導、監督が期待されることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 大久保和孝氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大久保和孝氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づき独立役員として届け出る予定であります。
3. 大久保和孝氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、大久保和孝氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。また、当該候補者の指名を行うに当たっての方針と手続につきましては、19ページに記載のとおりであります。

候補者	いな おか	かず あき	補欠の社外監査役
	稲岡	和昭	
		生年月日：1955年11月29日生	独立



略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1978年 4月 日本生命保険相互会社入社
1999年 3月 同社株式部投資調査室長
2000年 5月 ニッセイアセットマネジメント(株) 投資調査部長
2003年 3月 日本生命保険相互会社 総合法人8部 部長
2005年 3月 ニッセイ・キャピタル(株)取締役
2007年 6月 日本マスタートラスト信託銀行(株)常勤監査役
2012年 6月 同社取締役 証券取引執行部長
2018年 6月 サミー(株)常勤監査役（現任）
現在に至る

●所有する当社の株式の数
0株

補欠の社外監査役候補者とした理由

稲岡和昭氏は長きに渡り金融機関に在籍され、財務及び会計に関する高い見識を有していることから、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断し、補欠監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 稲岡和昭氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 稲岡和昭氏は、当社の特定関係事業者であるサミー(株)の監査役であります。
3. 稲岡和昭氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 稲岡和昭氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、稲岡和昭氏との間で、賠償の限度額を法令で定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。

【ご参考】取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役・監査役候補者は、その人格、知見、能力、経験等を総合的に判断して決めることを基本方針としております。独立社外取締役と独立社外監査役により構成される独立諮問委員会は、代表取締役社長から示された取締役・監査役候補者の案を検討し、当該候補者に対しヒアリング等を行い、その評価結果を代表取締役社長に対して意見として提出するものといたします。代表取締役社長はその検討結果を参考として、上記方針に従い取締役・監査役候補者を判断し、取締役会がこれを検討、承認するものとします。独立諮問委員会が取締役・監査役候補者を代表取締役社長に推薦した場合もまた同様といたします。

【ご参考】独立性判断基準

当社の独立社外役員に係る「独立性」の基準は、会社法及び東京証券取引所の規則を遵守することを前提とし、さらに厳格な規則を定めております。そして、取締役会は、当該独立性基準を充たし、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役候補者として選定いたします。独立性に関する規則の概要は、以下のとおりとしております。

- (a) 独立性の基準に関しては、会社法が定める社外役員の資格要件及び東京証券取引所が定める独立性基準を基礎とし、「主要な」「多額の」等については、公表されている独立役員選任基準モデル等を参照して定めた基準により判断しております。以下に概要を記載いたします。
 - ・当社において独立社外役員であるというためには、以下各号の何れにも該当してはならないものとします。
 - (1) 当グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者。本号において「主要な」とは、当該取引先が直近事業年度における当該取引先の年間連結売上高の2%相当額以上の支払を当グループから受けたことをいう。
 - (2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者。本号において「主要な」とは、当社が直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%相当額以上の支払を受けたことをいう。
 - (3) 当社発行済株式総数の10%以上の株式を保有する主要株主又はその業務執行者。
 - (4) 当グループが発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者又はその業務執行者。
 - (5) 当該社外役員が、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当グループから直接受領する報酬（当社役員としての報酬を除く）の額が、過去3年間の平均において1,000万円以上である。
 - (6) 当該社外役員が、業務執行役員を務めている非営利団体に対する当グループからの寄附金等の額が、直近事業年度において1,000万円以上である。
 - (7) 前六号の何れかに、過去5年間に於いて該当していた者。
 - (8) 当該社外役員の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族が、第1号から前号までに定める条件の何れかに合致する者若しくは当グループの業務執行取締役、執行役員、支配人その他の重要な使用人である。本号において「重要な」とは、部長格以上の管理職をいう。
- (b) 当社は、独立役員届出書の属性情報に係る軽微基準を、直近事業年度1ヵ年、当事業年度の開始日から直近の独立役員届出書提出日までの各期間において、「取引」については「取引高1億円未満」、「寄付」については「1,000万円未満」と定めております。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年6月19日開催の第8期定時株主総会において、年額10億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とご承認いただき今日に至っておりますが、今般、透明性の確保及び業績との連動強化を目的に、当社における役員報酬制度を全般的に見直し、取締役の報酬額を年額17億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）といたしたく存じます。

固定報酬につきましては、基本報酬・職責報酬・役割報酬の3つの要素ごとに金額を定めた報酬テーブルを策定し、これらの各報酬の合計額を月額固定報酬として支給いたします。また、単年度業績連動報酬としての役員賞与につきましては、経常利益額の水準・事業計画達成度・対前年成長度の3つの要素から役員賞与月数を定めた賞与テーブルを策定いたしました。報酬テーブル及び賞与テーブルにつきましては、20ページから22ページに記載のとおりしております。なお、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナスとなる場合、役員賞与の支給は行わないものとします。

さらなる企業価値の向上に向け、経営陣の業績責任の明確化とインセンティブ機能の強化を図ってまいります。

また、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり可決されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）となることから、員数の変更に伴う報酬額の増加も考慮しております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分としての給与はこれに含まないものといたします。

①固定報酬（月額報酬、百万円）

基本報酬	
会長	15.0
社長	8.0
副社長	4.5
専務	4.0
常務	3.5
取締役	3.0

サミー(株)又は(株)セガホールディングス代表取締役社長兼務の場合	4.0
-----------------------------------	-----

職責報酬	
代表取締役	3.0

役割報酬	
CEO	5.0
COO	3.0
CFO	1.0

※社外取締役は適用外といたします。

※兼職の場合は上位の基本報酬を適用いたします。

※海外駐在の取締役には上記の他、海外赴任手当を支給します。

②役員賞与

前ページの固定報酬に対し、以下の基準により算出される賞与テーブルにおける係数を乗じ賞与額を決定

i) 経常利益額

評価	経常利益額
SS	700億円以上
S	500～700億円未満
A+	350～500億円未満
A	200～350億円未満
B	100～200億円未満
C	100億円未満
D	経常損失時

ii) 事業計画達成度及び対前年成長度

(事業計画達成度)

売上	経常利益	点数
達成	達成	7点
未達成	達成	5点
達成	未達成	1点
未達成	未達成	0点

(対前年成長度)

売上	経常利益	点数
達成	達成	3点
未達成	達成	2点
達成	未達成	1点
未達成	未達成	0点

(事業計画達成度の点数と対前年成長度の点数の合算により評価を決定)

点数	評価
9点以上	5
7～8点	4
5～6点	3
2～4点	2
1点以下	1

(役員賞与テーブル)

経常利益額による7段階評価及び事業計画達成度、対前年成長度による5段階評価により賞与テーブルを決定

SS	700億円以上	5	4	3	2	1
	会長	13.50	12.75	12.00	11.50	11.00
	社長	12.50	11.75	11.00	10.50	10.00
	役付取締役	10.50	9.75	9.00	8.50	8.00
	取締役	10.00	9.25	8.50	8.00	7.50
S	500～700億円未満	5	4	3	2	1
	会長	12.50	11.75	11.00	10.50	10.00
	社長	11.50	10.75	10.00	9.50	9.00
	役付取締役	9.50	8.75	8.00	7.50	7.00
	取締役	9.25	8.50	7.75	7.25	6.75
A+	350～500億円未満	5	4	3	2	1
	会長	11.50	10.75	10.00	9.50	9.00
	社長	10.50	9.75	9.00	8.50	8.00
	役付取締役	8.50	7.75	7.00	6.50	6.00
	取締役	8.25	7.50	6.75	6.25	5.75
A	200～350億円未満	5	4	3	2	1
	会長	10.50	9.75	9.00	8.50	8.00
	社長	9.50	8.75	8.00	7.50	7.00
	役付取締役	7.50	6.75	6.00	5.50	5.00
	取締役	7.25	6.50	5.75	5.25	4.75
B	100～200億円未満	5	4	3	2	1
	会長	9.50	8.75	8.00	7.50	7.00
	社長	8.50	7.75	7.00	6.50	6.00
	役付取締役	6.50	5.75	5.00	4.50	4.00
	取締役	6.50	5.75	5.00	4.50	4.00
C	100億円未満	5	4	3	2	1
	会長	8.00	7.25	6.50	6.00	5.50
	社長	7.00	6.25	5.50	5.00	4.50
	役付取締役	5.00	4.25	3.50	3.00	2.50
	取締役	5.00	4.25	3.50	3.00	2.50
D	経常損失時	5	4	3	2	1
	会長	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	社長	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	役付取締役	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	取締役	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※上記に用いる指標は全て決算短信又は有価証券報告書に記載の連結売上高及び連結経常利益となります。

(ご参考)

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は10名（うち社外取締役4名）となり、その場合の固定報酬額を基に計算した役員賞与の個別支給の限度額は以下のとおりです。

なお、本限度額は参考値であり、実際には、本株主総会終了後に開催される取締役会において決議された新たな役職位に基づき算出いたします。

	役員賞与 限度額
代表取締役会長CEO	310,500,000円
代表取締役社長COO	175,000,000円
専務取締役	42,000,000円
常務取締役CFO	47,250,000円
常務取締役（※）	42,000,000円
取締役	30,000,000円

※(株)セガホールディングス代表取締役社長兼務の場合

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年6月19日開催の第8期定時株主総会において、年額10億円以内とご承認いただいております。さらに、第4号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬額は年額17億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）となります。

今般、当社における役員報酬制度の全般的な見直しの一環として、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額3億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、前年度の業績における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で、当社の取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案「取締役10名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年300,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とまらない範囲において、取締役会にて決定されます。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という）を締結するものとします。

なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合、今後予定しております新たな中期計画に合わせ、この譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式制度を当社以外のグループ会社まで拡大することを予定しております。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より、3年間から10年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日

の前日までに、当社又は当社の子会社（持株比率50%以上の子会社に限る。以下、当社と総称して「当社グループ会社」という）の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、その退任につき、任期満了、定年、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに、継続して、当社グループ会社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社グループ会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合又は死亡により退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合であって、当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社グループ会社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任することとなるときには、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点（上記の定めに基づく譲渡制限の解除が生じない場合には、当社の取締役会が合理的に定める当該組織再編等の効力発生日に先立つ時点）において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

事業報告（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果

遊技機業界におきましては、パチスロ遊技機市場において、規則改正及び新たな自主規制に対応した遊技機（6号機）の投入が始まり、一部のタイトルにおいて、6号機の特性を活かした新たなゲーム性がユーザーの評価を得るなど、市場活性化に向けての期待が高まりつつあります。一方で、一般財団法人保安通信協会（略称：保通協）におけるパチスロ遊技機の型式試験適合率が引き続き低水準であることから、6号機のタイトル供給数は低調に推移しました。パチンコ遊技機市場においては、旧基準機に加えて、規則改正に対応した遊技機の投入も進んでおります。

エンタテインメントコンテンツ事業を取り巻く環境としては、デジタルゲーム分野において、高い製品クオリティに加え、有力IPを活用したタイトルが上位を占めるなど、競争環境はより激しさを増しております。パッケージゲーム分野におきましては、家庭用ゲーム機市場において、現世代ゲーム機の普及が進んだことから、主に欧米においてゲームソフトの販売市場拡大に期待が高まっております。また、PC向けゲーム市場では、Steam等のゲーム配信プラットフォームの拡大傾向が続いております。アミューズメント施設・機器市場につきましては、プライズを中心に施設稼働は安定的に推移しております。

リゾート業界におきましては、訪日外国人数が2018年に初めて年間推計が3,000万人を突破するなど増加傾向にあり、ホテルの客室稼働率も引き続き上昇傾向にあります。また、観光立国の実現に向けて、『特定複合観光施設区域整備法』にかかる施行令等も2019年4月より順次施行されております。

このような経営環境のもと、当連結会計年度における売上高は331,648百万円（前期比2.5%増）、営業利益は13,079百万円（前期比26.2%減）、経常利益は7,495百万円（前期比48.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,642百万円（前期比70.4%減）となりました。

セグメント別の概況は以下のとおりであります。

なお、文中の各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。

遊技機事業

パチスロ遊技機におきましては5.9号機に加え、6号機や株式会社ジグ社製の筐体の投入を開始し、67千台の販売（前期は85千台の販売）となりました。パチンコ遊技機におきましては、旧基準機を中心に販売を行い、159千台の販売（前期は140千台の販売）となりました。

以上の結果、売上高は101,425百万円（前期比4.0%減）、営業利益は13,490百万円（前期比13.1%増）となりました。

エンタテインメントコンテンツ事業

デジタルゲーム分野におきましては、複数の新作タイトルのサービスを開始いたしましたが、想定していた評価に届かず、既存運営タイトルも減衰が続いたため、当初想定を大幅に下回りました。

パッケージゲーム分野におきましては、新作タイトルの遅延等が発生しましたが、リピーター販売が好調だったことにより、販売本数は2,344万本(前期は1,733万本の販売)となりました。

アミューズメント機器分野におきましては、引き続きビデオゲーム及びプライズ機等を中心に販売を実施いたしました。

アミューズメント施設分野におきましては、プライズを中心とした施設オペレーションの実施により、国内既存店舗の売上高は前期比で104.0%となりました。

映像・玩具分野におきましては、劇場版『名探偵コナン』シリーズの配給収入や映像配信の収入を計上したほか、玩具において、新製品や定番製品を販売いたしました。

以上の結果、売上高は219,631百万円（前期比5.6%増）、営業利益は9,857百万円（前期比33.6%減）となりました。

リゾート事業

リゾート事業におきましては、『フェニックス・シーガイア・リゾート』において、宿泊利用が堅調に伸び、利用者数は前期比33.8%増となりました。

以上の結果、売上高は10,589百万円（前期比6.6%増）、営業損失は2,412百万円（前期は営業損失2,502百万円）となりました。

海外におきましては、PARADISE SEGASAMMY Co., Ltd.（当社持分法適用関連会社）が運営している韓国初のIR（統合型リゾート）『パラダイスシティ』において、2018年10月より開始している国内向けプロモーションの効果等により、日本人VIPの方を中心に多くのお客様にご来場いただいております。

② 対処すべき課題

遊技機業界では、規制環境や市場環境が大きく変化する中、パチンコホール軒数は減少傾向にあるものの、パチンコホールの大型化が進んでおり、一店舗当たりの設置台数は増加しております。一方で、保通協におけるパチスロ遊技機の型式試験適合率が引き続き低水準であることから、6号機のタイトル供給数は低調に推移しております。このような環境のなか、遊技機事業におきましては、規則等に適応し市場ニーズに応える斬新なゲーム性を備えた製品の開発、供給に取り組み、市場販売シェアの維持、拡大を図る必要があります。また、遊技機の部材リユース等による原価改善や開発等の効率化により、収益性を向上させていくことが経営課題であると考えております。

エンタテインメントコンテンツ事業を取り巻く環境としては、デジタルゲーム市場において、高い製品クオリティだけでなく有力IPを活用したタイトルが上位を占めるなど、競争環境はより激しさを増しております。また、パッケージゲーム分野において、現世代ゲーム機の普及が進んだことから、主に欧米においてゲームソフトの販売市場拡大に期待が高まっているほか、PC向けゲーム市場では、Steam等のゲーム配信プラットフォームの拡大傾向が続いております。このような環境のなか、エンタテインメントコンテンツ事業におきましては、拡大が期待される分野へ経営資源を集中し、幅広い地域・デバイス・プラットフォームに向けたIP展開をより一層強化することが、経営課題であると考えております。

リゾート事業におきましては、将来的な統合型リゾート事業の本格化に備え、国内におけるリゾート施設や海外における統合型リゾートの開発・運営を通して、ノウハウの蓄積を進めることが経営課題であると考えております。

また、セガサミーグループは、CSR活動を通じ、ステークホルダーとより良い関係を築くことにより、健全な経営の実現と社会的な責任を果たし、グループの持続的価値創造並びに社会の持続的発展を目指しています。さらに、人類社会存続のため国連全加盟国が採択したSDGs（持続可能な開発目標）を理解し、以下の3つを重要テーマと位置付け目標達成のための取組みを積極的に推進します。

- ・超少子高齢化社会への対応
- ・依存症問題への対応
- ・働きがい・多様性の向上と不平等の排除

③ 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当社は中長期の資金流動性の確保など、グループ全体のセーフティネット機能を目的に、取引金融機関との間で総額55,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度における資金調達としましては、中長期の運転資金確保を目的に、当社において取引金融機関からの借入により15,000百万円の調達を実施いたしました。

なお、当グループはグループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを導入しており、当社、サミー株式会社、株式会社セガホールディングス等の計22社で運用しております。

(2) 設備投資

当グループは、当連結会計年度において、本社移転に関する設備投資を含め34,424百万円の設備投資を実施いたしました。主な内訳としましては、遊技機事業における設備投資5,060百万円、エンタテインメントコンテンツ事業における設備投資25,030百万円、リゾート事業における設備投資192百万円であります。

(3) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受け

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利・義務の承継

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

④ 財産及び損益の状況

区 分	期 別	第 12 期 自2015年4月1日 至2016年3月31日	第 13 期 自2016年4月1日 至2017年3月31日	第 14 期 自2017年4月1日 至2018年3月31日	第15期 (当期) 自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高	(百万円)	347,981	366,939	323,664	331,648
経常利益	(百万円)	16,409	28,542	14,578	7,495
親会社株主に帰属 する当期純利益	(百万円)	5,369	27,607	8,930	2,642
1株当たり 当期純利益	(円)	22.90	117.79	38.10	11.27
総資産	(百万円)	532,957	521,599	473,467	464,654
純資産	(百万円)	299,950	311,497	310,456	305,337

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づいて算出しております。

⑤ 企業集団の主要な事業セグメント

当グループは遊技機事業、エンタテインメントコンテンツ事業並びにリゾート事業により構成されており、主な事業内容は次のとおりであります。

事 業 区 分	主 な 事 業 内 容
遊技機事業	パチスロ遊技機及びパチンコ遊技機の開発・製造・販売
エンタテインメント コンテンツ事業	デジタルゲームを中核にパッケージゲーム、アミューズメント機器における開発・販売、アミューズメント施設の開発・運営やアニメーション映画の企画・制作・販売及び玩具等の開発・製造・販売
リゾート事業	統合型リゾート事業やその他施設事業におけるホテルやゴルフ場等の開発・運営

⑥ 企業集団の主要拠点等

(1) 当社の事業所

本社（東京都品川区）

(2) 主要な子会社の事業所

・ サミー株式会社

本社（東京都品川区）

川越工場（埼玉県川越市）

支店（8支店）

・ 株式会社セガホールディングス

本社（東京都品川区）

・ 株式会社セガゲームス

本社（東京都品川区）

・ 株式会社セガ エンタテインメント

アミューズメント施設（190店舗）

(3) 企業集団の使用人の状況

従業員数（前期末比増減） 7,993名（267名増）

（注）従業員数は就業人員であり出向者を含んでおります。ただし臨時従業員は含まれておりません。

⑦ 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サミー株式会社	18,221百万円	100.0%	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社セガホールディングス	44,092百万円	100.0%	セガグループの経営管理及びそれに付帯する業務
株式会社ロデオ	100百万円	100.0% (注) 1	パチスロ遊技機の開発・製造・販売
タイヨーエレック株式会社	100百万円	100.0% (注) 1	パチスロ・パチンコ遊技機の開発・製造・販売
株式会社セガゲームス	100百万円	100.0% (注) 1	携帯電話、P C、スマートデバイス及び家庭用ゲーム機向けゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売
株式会社セガ・インタラクティブ	100百万円	100.0% (注) 1	アミューズメントゲーム機器の開発・製造・販売等
株式会社セガ・ロジスティクスサービス	100百万円	100.0% (注) 1	保守サービス・運輸・倉庫業
株式会社セガ エンタテインメント	100百万円	100.0% (注) 1	アミューズメント施設の運営
株式会社ダーツライブ	10百万円	100.0% (注) 1	ゲーム機器及びゲームソフトウェアの企画・開発・販売
Sega Amusements International Ltd.	25,972千Stgポンド	100.0% (注) 1	アミューズメント機器の輸入・製造・販売
Sega of America, Inc.	110,000千USドル	100.0% (注) 1	ゲームソフトウェアの開発管理・販売
Sega Europe Ltd.	10,000千Stgポンド	100.0% (注) 1	ゲームソフトウェアの販売
Sega Publishing Europe Ltd.	0千Stgポンド	100.0% (注) 1	ゲームソフトウェアの販売
株式会社アトラス	10百万円	100.0% (注) 1	ゲームソフトウェアの開発
株式会社サミーネットワークス	100百万円	100.0% (注) 1	携帯電話、インターネット等を通じたゲーム・音楽関連コンテンツの企画・制作・販売
株式会社セガトイズ	100百万円	100.0% (注) 1	玩具の開発・製造・販売

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社トムス・エンタテインメント	100百万円	100.0% (注) 1	アニメーション映画の企画・制作・販売等
マーザ・アニメーションプラネット株式会社	100百万円	100.0% (注) 1	コンピュータグラフィックスアニメーションの制作、アニメーション映画の企画・制作、ライセンス事業
ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社	100百万円	100.0%	情報提供サービス業、コールセンター、人材派遣業
フェニックスリゾート株式会社	93百万円	100.0%	ホテル、スパ、ゴルフ場、レストラン、国際会議場等のリゾート施設運営
セガサミークリエーション株式会社	10百万円	100.0%	カジノ機器の開発・製造・販売

(注) 1. 出資比率には間接保有を含んでおります。

2. 前連結会計年度末において連結子会社であったSEGA SAMMY BUSAN INC.は、当連結会計年度に清算終了したことにより、連結の範囲から除外しております。

(3) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	帳簿価額の合計額
サミー株式会社	東京都品川区西品川 1-1-1	153,307百万円
株式会社セガホールディングス	東京都品川区西品川 1-1-1	118,351百万円

(注) 当社の総資産額は423,277百万円となります。

⑧ 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行 (注) 1	16,665百万円
株式会社三菱UFJ銀行 (注) 2	11,998百万円
株式会社りそな銀行	4,032百万円
株式会社みずほ銀行	3,999百万円
株式会社あおぞら銀行	3,999百万円
株式会社横浜銀行	3,992百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,332百万円
株式会社新生銀行	1,332百万円
株式会社北陸銀行	1,332百万円
その他	5,001百万円
合 計	53,687百万円

(注) 1. 上記のほか、株式会社三井住友銀行引受の私募債2,500百万円の残高があります。

2. 2018年4月16日付で三菱UFJ信託銀行株式会社の借入残高は株式会社三菱UFJ銀行に移管されております。

⑨ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけ、利益に応じた適正な配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な配当を実現すべく、中間配当は1株当たり20円を実施しており、期末配当は1株当たり20円としております。また、内部留保金の使途につきましては、財務体質と経営基盤の強化及び事業拡大に伴う投資等に有効活用していく方針であります。

⑩ その他企業集団の現況に関する重要事項

当連結会計年度において、重要な該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 800,000,000株
- ② 発行済株式の総数 266,229,476株
- ③ 株主数 77,599名
- ④ 上位10名の株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株式会社HS Company	35,308,000	15.04
有限会社エフエスシー	13,562,840	5.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,474,000	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,244,800	4.36
里見 治	7,796,338	3.32
JP MORGAN CHASE BANK 385632	6,987,997	2.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	6,097,755	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	3,891,700	1.65
ORBIS SICAV	3,744,819	1.59
里見 治紀	3,229,561	1.37

（注） 持株比率は、自己株式（31,493,927株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役（2019年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
里 見 治	代表取締役会長グループCEO	サミー株式会社代表取締役会長、 株式会社セガホールディングス取締役名誉会長
里 見 治 紀	代表取締役社長グループCOO 秘書室、グループ代表室、グループライ センス本部、インターナル・コント ロール本部管掌	サミー株式会社代表取締役社長CEO、 株式会社セガホールディングス代表取締役会長CEO
鶴 見 尚 也	専務取締役 リゾート事業本部管掌	
深 澤 恒 一	常務取締役グループCFO 財務経理本部、ITソリューション本部、 日本IR事業部、グループコンプライア ンス部管掌	
岡 村 秀 樹	常務取締役	株式会社セガホールディングス代表取締役社長COO
夏 野 剛	取締役	
勝 川 恒 平	取締役	
大 西 洋	取締役	
青 木 茂	常勤監査役	サミー株式会社監査役
阪 上 行 人	監査役	株式会社セガホールディングス常勤監査役
嘉 指 富 雄	監査役	
榎 本 峰 夫	監査役	株式会社セガホールディングス監査役、弁護士

- (注) 1. 取締役のうち夏野剛、勝川恒平、大西洋の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の嘉指富雄、榎本峰夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対して、取締役の夏野剛・勝川恒平・大西洋、監査役の嘉指富雄・榎本峰夫の5氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 当社は、スピーディーな経営意思決定、業務執行の監督強化、業務執行機能の強化を目的として、執行役員制度を導入しております。執行役員は8名で、法務本部長 吉澤秀男、秘書室長 甘利祐一、グループ代表室長 高橋真、ジェネラルカウンシル 中原徹、財務経理本部長 大脇洋一、インターナル・コントロール本部長兼グループCSR推進室長 石倉博、総務人事本部長 高橋公一、ITソリューション本部長 加藤貴治で構成されております。
5. 2019年4月1日以降の執行役員は次の10名で、法務本部長 吉澤秀男、グループ代表室長 高橋真、ジェネラルカウンシル 中原徹、財務経理本部長兼秘書室長 大脇洋一、ライブエンタテインメント・オープンイノベーション担当 内海州史、インターナル・コントロール本部長兼CSR・SDGs推進室長 石倉博、総務人事本部長 高橋公一、ITソリューション本部長 加藤貴治、グループライセンス本部長 工藤レイ、リゾート事業本部長付 大塚博信で構成されております。

② 役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	9名 (4名)	696百万円 (44百万円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (2名)	38百万円 (20百万円)
合 計	12名	734百万円

- (注) 1. 取締役（社外取締役を除く）の報酬等の額には支給予定の役員賞与155百万円及びストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額13百万円を含めております。
2. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役2名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2018年6月22日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおり、また、無報酬の監査役が1名在任しているためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2012年6月19日開催の定時株主総会において1,000百万円と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、2004年6月25日開催のサミー株式会社定時株主総会及び2004年6月29日開催の株式会社セガ定時株主総会において50百万円と決議されております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間で、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当該定款に基づき当社が各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

（責任限定契約の内容の概要）

会社法第423条第1項の賠償責任について、悪意又は重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする。

④ 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	夏 野 剛	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役	勝 川 恒 平	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外取締役	大 西 洋	就任後開催の取締役会に10回中9回（内定時取締役会10回中9回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。
社外監査役	嘉 指 富 雄	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に15回中15回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	榎 本 峰 夫	当事業年度の取締役会に13回中13回（内定時取締役会12回中12回）出席し、主に弁護士としての専門的見地及び経営的見識等から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・公正性を確保するための提言等を行っております。 また、当事業年度の監査役会に15回中14回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(2) 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	内、子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	6名	64百万円	-百万円

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第15期 (2019年3月31日現在)	科 目	第15期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	260,462	流動負債	87,542
現金及び預金	137,425	支払手形及び買掛金	24,758
受取手形及び売掛金	39,209	短期借入金	13,352
有価証券	14,500	1年内償還予定の社債	12,500
商品及び製品	9,800	未払法人税等	2,631
仕掛品	25,028	未払費用	15,551
原材料及び貯蔵品	15,192	賞与引当金	5,537
未収還付法人税等	4,539	役員賞与引当金	476
その他	15,026	ポイント引当金	31
貸倒引当金	△259	資産除去債務	562
固定資産	204,191	その他	12,140
有形固定資産	84,017	固定負債	71,774
建物及び構築物	38,391	社債	10,000
機械装置及び運搬具	2,460	長期借入金	40,334
アミューズメント施設機器	11,715	退職給付に係る負債	4,019
土地	21,352	繰延税金負債	2,110
建設仮勘定	1,483	資産除去債務	4,334
その他	8,614	解体費用引当金	420
無形固定資産	15,297	その他	10,556
のれん	6,448	負債合計	159,316
その他	8,848	(純資産の部)	
投資その他の資産	104,876	株主資本	294,816
投資有価証券	73,478	資本金	29,953
長期貸付金	1,014	資本剰余金	117,142
敷金及び保証金	13,843	利益剰余金	201,889
退職給付に係る資産	2,570	自己株式	△54,168
繰延税金資産	4,098	その他の包括利益累計額	7,832
その他	10,308	その他有価証券評価差額金	14,354
貸倒引当金	△438	土地再評価差額金	△1,109
		為替換算調整勘定	△4,888
		退職給付に係る調整累計額	△524
		新株予約権	912
		非支配株主持分	1,776
		純資産合計	305,337
資産合計	464,654	負債純資産合計	464,654

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第15期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
売上高		331,648
売上原価		211,199
売上総利益		120,449
販売費及び一般管理費		107,369
営業利益		13,079
営業外収益		
受取利息	265	
受取配当金	468	
投資事業組合運用益	495	
複合金融商品評価益	15	
その他	872	2,117
営業外費用		
支払利息	532	
持分法による投資損失	3,859	
支払手数料	179	
投資事業組合運用損	700	
為替差損	2	
固定資産除却損	132	
和解金	631	
賃借料	996	
その他	667	7,702
経常利益		7,495
特別利益		
固定資産売却益	5,225	
投資有価証券売却益	1,701	
関係会社清算益	1,220	
事業再編損戻入益	64	
その他	18	8,230
特別損失		
固定資産売却損	47	
減損損失	8,334	
早期割増退職金	175	
その他	187	8,744
税金等調整前当期純利益		6,981
法人税、住民税及び事業税	3,599	
法人税等調整額	658	4,257
当期純利益		2,724
非支配株主に帰属する当期純利益		81
親会社株主に帰属する当期純利益		2,642

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第15期 (2019年3月31日現在)	科 目	第15期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	55,743	流動負債	45,252
現金及び預金	28,745	1年内返済長期借入金	13,340
売掛金	694	1年内償還予定の社債	12,500
有価証券	14,000	未払金	3,438
前払費用	591	未払法人税等	150
関係会社短期貸付金	5,581	未払費用	1,398
未収入金	4,350	預り金	13,958
その他	1,779	賞与引当金	133
固定資産	367,533	役員賞与引当金	155
有形固定資産	9,488	その他	177
建物	3,816	固定負債	81,868
構築物	527	社債	10,000
機械及び装置	47	長期借入金	40,320
航空機	767	資産除去債務	671
車両運搬具	21	長期預り金	22,500
工具、器具及び備品	2,767	退職給付引当金	105
土地	1,418	繰延税金負債	5,327
建設仮勘定	122	その他	2,943
無形固定資産	247	負債合計	127,120
ソフトウェア	198	(純資産の部)	
その他	49	株主資本	283,712
投資その他の資産	357,796	資本金	29,953
投資有価証券	33,786	資本剰余金	192,222
関係会社株式	311,007	資本準備金	29,945
関係会社出資金	789	その他資本剰余金	162,277
関係会社長期貸付金	13,595	利益剰余金	115,987
長期貸付金	17	その他利益剰余金	115,987
長期前払費用	22	繰越利益剰余金	115,987
その他	6,195	自己株式	△54,450
貸倒引当金	△7,617	評価・換算差額等	11,531
		その他有価証券評価差額金	11,531
		新株予約権	912
資産合計	423,277	純資産合計	296,157
		負債純資産合計	423,277

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第15期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)	
営業収益		
経営指導料	7,713	
受取配当金	3,860	11,574
営業費用		
販売費及び一般管理費	10,638	10,638
営業利益		935
営業外収益		
受取利息	241	
有価証券利息	83	
受取配当金	359	
投資事業組合運用益	315	
複合金融商品評価益	27	
固定資産運用収入	119	
業務受託収入	166	
その他	88	1,402
営業外費用		
支払利息	549	
社債利息	170	
支払手数料	122	
投資事業組合運用損	550	
貸倒引当金繰入額	1,095	
その他	313	2,801
経常損失		463
特別利益		
投資有価証券売却益	437	
新株予約権戻入益	13	450
特別損失		
投資有価証券売却損	98	
関係会社支援損	20	
関係会社清算損	60	179
税引前当期純損失		191
法人税、住民税及び事業税	△1,136	
法人税等調整額	747	△388
当期純利益		196

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 野 陽 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セガサミーホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

セガサミーホールディングス株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 男 也 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 野 陽 一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セガサミーホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月10日

セガサミーホールディングス株式会社	監査役会
常勤監査役	青 木 茂 ㊟
監 査 役	阪 上 行 人 ㊟
社外監査役	嘉 指 富 雄 ㊟
社外監査役	榎 本 峰 夫 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

セガサミーグループ本社 “GRAND HARBOR” 11階 講堂「LIGHTHOUSE」

〔住所〕 東京都品川区西品川一丁目1番1号 住友不動産大崎ガーデンタワー

〔電話〕 03-6864-2400

開催場所が前回と異なりますので、お間違いのないようご来場をお願い申し上げます。



○ JR線・りんかい線「大崎駅」から徒歩6分

※大崎駅から会場まで、住友不動産大崎ガーデンタワーの無料シャトルバスが4分間隔（10時以降7分間隔）で運行しております。また、大井町駅、品川駅からもシャトルバスをご利用いただけます。

〔バス時刻表・バス停地図〕 https://www.segasammy.co.jp/japanese/newoffice/img/bus_time-table.pdf

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

※本総会の入場受付は、株主総会閉会をもって終了させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産及び懇親会のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

